

2021年7月21日

各位

株式会社 関西みらい銀行

当社元社員による不祥事件の発生について

この度、当社におきまして、下記のとおり、元社員がお客さまの金銭を着服するという不祥事件が発生いたしました。

信用を第一とする金融機関として、このような不正行為が発生したことは誠に遺憾であり、日頃から当社をご愛顧いただいておりますお客さまならびに関係者の皆様方に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

- (1) 内容 : 当社元社員(男性、営業課員、発覚当時45歳)が、担当するお客さまから投資信託の購入のためと偽ってお預かりした出金伝票や不正にお預かりしたキャッシュカードを使って引き出した現金を着服しておりました。なお、元社員は着服した現金を遊興費などに充てておりました。
- (2) 被害状況 : (社内調査により判明した金額)

発生店舗	被害額	発生時期
京都支店※	2名より 1,394万円	2018年7月～2021年4月
茨木支店※	2名より 1,331万円	2014年1月～2018年6月
金田支店※	3名より 1,670万9千円	2008年10月～2013年12月
京都中央支店※	1名より 80万円	2008年4月～2008年9月
被害合計	8名より 4,475万9千円	

※ 旧株式会社関西アーバン銀行店舗

- (3) 発覚日 : 2021年5月7日

- (4) 発覚の経緯: 被害にあわれたお客さまからのお問い合わせにより発覚

2. 被害にあわれたお客さまへの対応

被害にあわれた上記お客さまには、説明とお詫びをさせていただいております。被害額については当社が全額代位弁済させていただきます。

3. 関係機関への報告等

本件発覚後、法令に基づく監督官庁への報告を行うとともに、警察にも相談しております。

4. 社内処分

元社員は既に死亡しておりますが、当社規定に則り、厳正に処分を実施しております。また、本件に関して管理監督の責にあった関係者につきましても厳正に処分を行います。

5. 再発防止策

①コンプライアンス意識の向上

本事案発生の根底には、倫理観の欠如によるコンプライアンスの軽視があったことから、関西みらいフィナンシャルグループの行動指針を改めて徹底するとともに、経営陣を筆頭に社員教育の徹底に努めてまいります。

②営業担当者の行動管理の強化

営業担当者の行動管理が不十分であったとの反省から、本事案発覚以降、チェック項目の追加等により、部店長等による行動管理・牽制機能を強化しております。また、再発防止の観点から、個人のお客さまへの現金届を原則廃止いたします。

③人事管理体制の再構築

不正行為の未然防止の観点から、部店長や役職者向けの人事管理研修を強化するとともに、上司・部下・同僚が相談しあえる風通しのよい企業風土の醸成を図ってまいります。

④内部牽制機能の強化

今回の不正に関し、内部牽制機能が十分に発揮されていなかったことを踏まえ、不祥事件防止関連の検証項目の見直しを行うなど、内部監査、事務検証を一層厳正に行います。

当社は今般の不祥事件を厳粛に受け止め、再発防止に向けて役職員のコンプライアンス意識の更なる向上と、内部管理態勢の一層の強化・充実を図り、全役職員一丸となって信頼回復に向けて取り組んでまいります。

本件に関するお客さま専用のお問い合わせ窓口

お気づきの点がございましたら、こちらのフリーダイヤルまでご連絡ください。

電話番号 0120-055-272 (専用フリーダイヤル)

受付時間 月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00

以上